

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

2023年 7月 5日

(宛先) 厚木市長



住所又は所在地



団体名 一般社団法人あつぎ市民発電所

代表者名 遠藤睦子

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	あつぎ気候市民会議展開事業2024
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業
3 提案年数	<input type="checkbox"/> 1年目 <input checked="" type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	2023年度に実施するあつぎ気候市民会議で作成する「脱炭素市民アクションプラン」の進捗効果を評価しながら、普及定着活動を展開する。これらの活動を担う主体形成および普及啓発活動としての講演会、学習会、ワークショップなどの開催、具体的なアクションの実践、他地域との情報交流などを通じて、2050年カーボンニュートラル社会の実現を目指す。
5 事業実施期間	2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで
6 事業費総額	1,000,000円
7 市が負担する額	900,000円
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input type="checkbox"/> その他 (                                      )
9 担当者連絡先	氏名  電話番号 



企画書

<p>1 事業の分野</p>	<p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉  <input checked="" type="checkbox"/>まちづくり  <input checked="" type="checkbox"/>環境保全  <input type="checkbox"/>地域安全  <input type="checkbox"/>国際協力  <input type="checkbox"/>子どもの健全育成  <input type="checkbox"/>科学技術の振興  <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会  <input type="checkbox"/>非営利活動支援                 <input type="checkbox"/>社会教育  <input type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ  <input type="checkbox"/>災害救助  <input type="checkbox"/>人権・平和  <input type="checkbox"/>男女共同参画  <input type="checkbox"/>情報化社会  <input type="checkbox"/>経済活動の活性化  <input type="checkbox"/>消費者保護  <input type="checkbox"/>その他（ ）             </p>
<p>2 事業の目的・必要性</p>	<p>2050カーボンニュートラルを達成するために、2023年度にあつぎ気候市民会議が作成する「脱炭素市民アクションプラン」を市民の立場で普及啓発および定着活動を展開し、脱炭素社会形成を推進していくことが必要である。市民による活動や、市政の取組みの進捗を市民に見えるようにすることが必要である。</p>
<p>3 事業の内容</p>	<p>2024年度に「脱炭素市民アクションプラン」の普及啓発および定着活動を展開する有志で構成する組織を立ち上げる。一般市民を対象にした講演会や学習会、ワークショップ等の実施、具体的なアクションの実践、様々な市民活動団体や大学、事業者との連携的な普及活動の働きかけを行う。他地域の実践者との交流活動を行う。それらの活動の進捗や効果を発信する。2023年度あつぎ気候市民会議記録集発行。</p>
<p>4 実施場所</p>	<p>厚木市内の公共施設など（およびオンライン活用）</p>
<p>5 期待される効果・成果</p>	<p>2023年度あつぎ気候市民会議で運営に協力したスタッフや会議の参加市民の有志と継続的につながりながらアクションを展開することで、より広い市民に普及定着が期待できる。結果として厚木市全体のCO<sub>2</sub>排出削減を加速させる効果が期待できる。</p>
<p>6 役割分担</p>	<p>                     提案者の役割                      あつぎ気候市民会議実行委員スタッフや参加市民に呼びかけ、普及定着活動を担う組織をつくる。活動計画立案と実践。活動記録作成、効果の評価、会計管理を行う。                 </p> <p>                     市の役割                      講演会、ワークショップ、アクション実践などの活動支援（宣伝、会場提供）                      「脱炭素市民アクションプラン」の反映や活用状況を含む、地球温暖化対策実行計画及びCNロードマップの進捗状況についての情報提供。                 </p>
<p>7 自主財源確保に向けた取組</p>	<p>市の経費負担額で不足する部分は自己資金および民間の助成金に応募する。</p>

8 事業計画 収支計画	2023年度	事業内容	実行委員会立ち上げ 気候市民会議参加者選定 気候市民会議実施 「脱炭素市民アクションプラン」作成、報告、冊子発行
		収支予算	・収入 2,770,000円 うち市負担金 2,000,000円 うち自主財源 770,000円 内訳 民間助成金770,000円 ・支出 2,770,000円
	2024年度	事業内容	「脱炭素市民アクションプラン」の普及・定着活動 講演会、学習会・相談会、市民参加型ワークショップ、アクションの実践、他団体との連携 活動効果の評価
		収支予算	・収入 1,000,000円 うち市負担金 900,000円 うち自主財源 100,000円 内訳 円 ・支出 1,000,000円
	2025年度	事業内容	普及・定着活動の継続 「脱炭素市民アクションプラン」の進捗調査・評価→評価報告書～2030目標達成に必要な追加アクション検討
		収支予算	・収入 500,000円 うち市負担金 400,000円 うち自主財源 100,000円 内訳 円 ・支出 500,000円
	2026年度	事業内容	普及・定着活動の継続
		収支予算	・収入 円 内訳 円 円 ・支出 円

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	脱炭素市民アクションプランの普及・定着活動を担う組織づくり活動計画
5月	
6月	市民参加型ワークショップ開催
7月	2023年度あつぎ気候市民会議記録集発行
8月	講演会 アクションプラン実践
9月	市民参加型ワークショップ開催
10月	進捗評価
11月	市民参加型ワークショップ開催
12月	アクションプラン課題抽出、効果検証
1月	市民参加型ワークショップ開催
2月	進捗評価
3月	次年度へ向けた計画立案

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		900,000	1,000,000×90%
事業 収入			
	小計(B)	0	
団体負担金等(C)		100,000	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,000,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支 援 対 象 経 費	報償金	630,000	講師謝礼 @40,000円×9回 協力者謝礼 @3,000円×40人・回 委託費 デザイン 50,000円、 記録作成 100,000円
	人件費	72,000	人件費@3,000×24人・回
	消耗品費	48,000	文具・コピー用紙・プリンターインク代
	印刷製本費	200,000	チラシ、コピー代、記録集発行
	通信運搬費	50,000	郵送費、オンライン通信費
	小計(a)	1,000,000	
支 援 対 象 外 経 費	人件費		
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		1,000,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

# 一般社団法人あつぎ市民発電所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人あつぎ市民発電所と称する。

(所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、脱原発と地球温暖化防止のために、市民が力を合わせて再生可能エネルギーを創り出す発電事業、とりわけ営農型発電事業を行い、エネルギーの地産地消・小規模分散型社会の実現および農業活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電事業、特に営農型発電ソーラーシェアリング発電事業
- (2) 脱原発と地球温暖化防止、再生可能エネルギーを普及拡大するための講演会、イベントなどの実施および情報発信による啓発事業
- (3) ソーラーシェアリングによる持続可能な農業経営の実証・調査研究事業
- (4) 脱原発、地球温暖化防止、再生可能エネルギー推進にむけての提言事業
- (5) 他の市民団体や行政、企業との連携、ネットワーク構築、交流拡大事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び法人
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員となるには、理事長が別に定める様式の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める様式の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第12条 会員が資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることはできない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法律若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した理事及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員報酬等は総会の決議で定めることができる。

## 第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬



- (7) 会費に関する事項
- (8) 基金に関する事項
- (9) 長期借入金に関する事項
- (10) 事務局の組織等に関する事項
- (11) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催するものとし、これを招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項及び第28条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催・招集)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催し、理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の過半数から招集の要請があったとき。

(3) 監事から招集の要請があったとき。

2. 理事長は前項第2号及び第3号の要請があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会の招集通知は、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、事前に発する。

4. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第33条、第34条及び第36条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第37条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第40条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について通常総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算は、事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

い。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から2019年6月30日までとする。

2. この法人の最初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

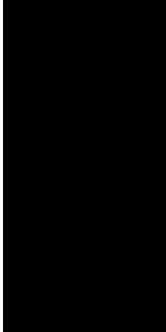
3. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	2,000円
サポーター会員	2,000円

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

理事長  
副理事長  
同  
理事  
同  
同  
同  
監事



2. この法人の設立時役員任期は第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から2020年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(省略)

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人あつぎ市民発電所設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2018年7月25日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

第2号議案 2022年度決算報告

決算報告書

(第5期)

自 2022年 7月 1日  
至 2023年 6月30日

一般社団法人あつぎ市民発電所

### 貸借対照表

特定非営利活動に係る事業会計

2023年6月30日現在

法人の名称 一般社団法人あつぎ市民発電所

[税込] (単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
現金	253,677		
城南信用金庫	5,352,058	未払法人税等	70,000
ゆうちょ銀行	0	未払消費税	0
未収金	0		
売掛金	54,489		
他会計振替			
流動資産合計	5,660,224	流動負債合計	70,000
<b>【固定資産】</b>		<b>【固定負債】</b>	
構築物	4,285,998	長期借入金	4,500,000
機械及び装置		基金	3,940,000
固定資産合計	4,285,998	固定負債合計	8,440,000
		<b>負債合計</b>	<b>8,510,000</b>
		<b>正味財産の部</b>	
		前期繰越正味財産	44,750
		当期正味財産増減額	1,391,472
		<b>正味財産合計</b>	<b>1,436,222</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,946,222</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>9,946,222</b>

(注)

会計方針等

固定資産償却方法 定率法